Color your life.

人生に彩りを

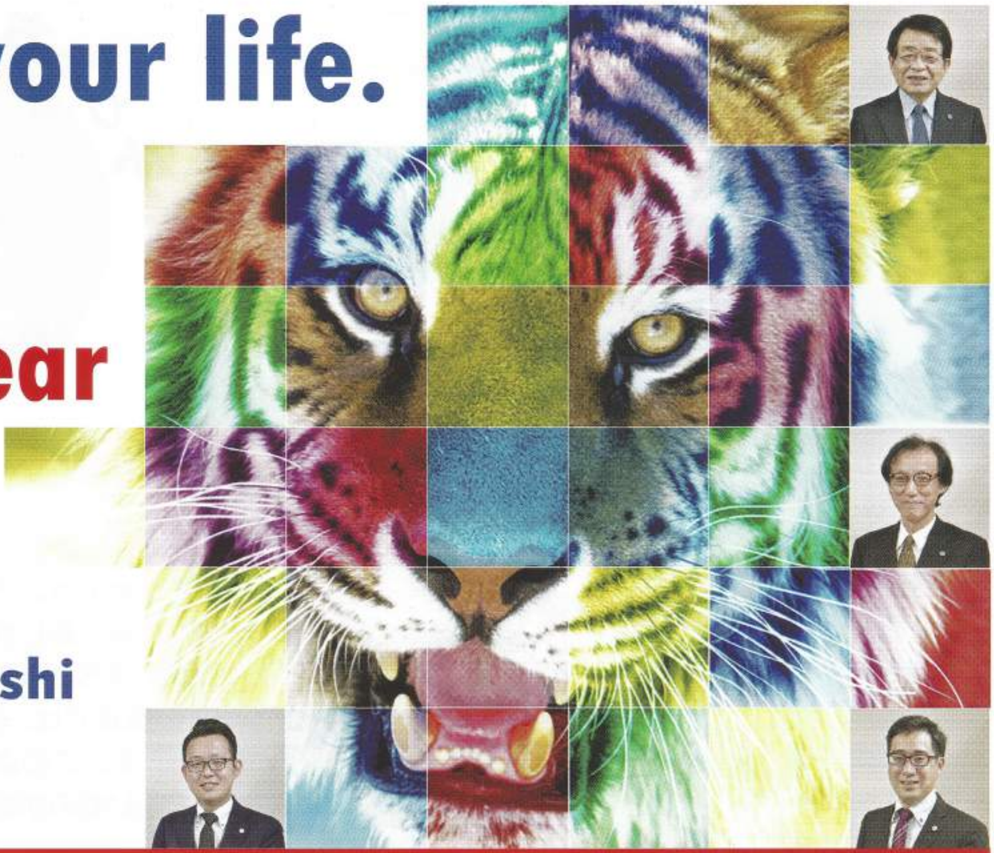

Tiger year 2022

Kokura Higashi General Law

明けましておめでとうございます

新年、明けましておめでとうございます。

今年も小倉東総合法律事務所をよろしくお願いいたします。

さっそくですが、落語の「芝浜」は、みなさん、ご存知のことと思います。

酒に溺れて仕事をしない魚屋が大金入りの財布を拾った。ありがてぇ、仕事なんかやめだと祝い酒に酔って寝てしまう。翌朝、女房から魚河岸に行けと言われ、財布の話をすると、お前さん、夢でも見たのかいと叱られる。魚屋は酒のためにあさましい夢を見たのかと深く反省し、断酒をして立ち直った。そして3年後、立派な魚屋の主人として大晦日を迎えた。その日、女房から、実はあれは夢じゃなかったのよ、今のあんたなら大丈夫と財布を出して謝られる。そして酒を勧められる。魚屋は言います。「いや、よそう。また夢になるといけねぇ」

この話を聞くと、いつも昭和のバブルを思い出します。敗戦後、過労死という言葉を生み出すくらい必死に働いて、一時は経済大国と呼ばれるまでになったこの国。この国は、そこで酒を飲んでしまったのか、飲まなかったのか。

飲んでしまったからその後のこの国の状態がある。こう考える方が、ある意味、気が楽でしょう。飲んで夢と散ってしまったのだと。しかし、飲まなかったとしたら。実際、多くの人はバブルの前も後も必死に働き続けてきたのではないでしょうか。こう考えると話は少々哲学的になってきます。人間まじめに働くだけではダメなのか。「芝浜」の話の続きはどうなるのかなと。

今年から芝浜に習ってまじめに働こうと思っていたのに、う～ん、どう生きればいいのかねぇ、なんてぼやいていたら、目の前に、トラが現れ、まずは一献と勧めるのです。よかった、これは夢だ。まじめに働いても報われない世界なんてあるはずない。手を伸ばしかけたら、考えずに飲んじまうのかいという声。そこで目が覚めました。

みなさん、答えが分かったら教えてください。

まずは、今年、まじめに働きます。

良い年になりますように。

■みなさんといっしょに環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます

東風 No.37

- 発行日　2022年1月1日
- 発行所　小倉東総合法律事務所
- 編集者　荒　牧　啓　一
- 連絡先　〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号 朝日センタービル2階 TEL093(932)5575 FAX093(932)5600 e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp

子どもたちには「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利がある
子どもの権利条約

憲法にもとづく児童の権利

子どもたちは、社会の宝です。社会の希望です。

日本国憲法は「個人の尊厳」と「基本的人権の擁護」を定めています。勿論、子どもたちも含まれます。

この憲法の精神に基づき、児童に関する正しい観念を確立するため 1951 年5月5日に「児童憲章」（3本の柱と 12 の条文）が制定されました。

《児童憲章》

われらは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んじられる。
- 児童は、良い環境の中で育てられる。

今、子どもたちは幸せか？

児童憲章の全文は、今でも、「母子手帳」に記載されています。

そして、日本は、1989 年国連総会で採択された「子どもの権利条約」（4本の柱①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利）を 1994 年批准しました。そして日本国内では様々な団体が、子どもが生き生きと学校で過ごせる未来を夢見ました。

しかし、今学校に通っている子どもたちはどういう訳か幸せそうじゃありません。理由は、もちろん人それぞれです。不登校、いじめ、体罰、過度の管理・統率、厳しすぎる校則、空気を読みあう人間関係、落ちこぼれ、際限のない競争原理…ユニセフの調査では、日本の子どもの幸福感は 38 国中 37 位、このように子どもを取りまく環境は大変厳しいものがあります。

みんな同じやり方でいいのか？

どうすればよいのでしょうか？

原因が分かれば本質が見えます。日本の公教育は、始まって 150 年、「みんなで同じことを、同じようなペースで、同質性の高い学級の中で、教科ごとの出来あいの答えを、子どもたちに一斉に勉強させる」というシステムを取ってきました。「みんなで同じことを、同じようなペースで、同じようなやり方で」学習するシステムです。苫野一徳氏（熊本大学教育学部准教授）は、これが限界に来ていると指摘されます。

教育現場にも問題がある

規律に厳しい「統率的」な学校では、子どもの主体性が失われます。子どもに自分が尊重されているという確かな手ごたえがあれば、怒鳴られなくても先生の話を聞きます。怒鳴る先生は力不足、即ち、子どもと信頼関係が作れていないのです。

しかし、「みんなで同じことを、同じようなペースで、同じようなやり方で」を要求する以上、先生たちも個性を生かした授業が制限されます。授業方法の行き過ぎた統一は、教師の思考の自由を奪い、創意工夫を妨げるし、子どもを過度に枠に当てはめてしまいます。日本の教師はそれなりに優秀ですが、時間がありません。その多忙さは世界でも上位でしょう。

変わりはじめた現場

しかし、様々なところで、公立でも私立でも、いろいろな改革がなされています。例えば、出来合いの答えばかりを学ぶのではなく、自分なりの

問いを建てて、自分たちなりの仕方で、自分たちなりの答えにたどりつく「探求型の学び」。点数評価による評定を廃止する試み（長野県伊那小学校）等です。

答えは出ませんが、子どもが主体という点に視点を置いて考えていきましょう。

【参考文献】
「義務教育は、このままでいいのか？」
河出新書、苫野一徳
「学校ってなんだ！」
講談社現代新書　工藤勇一、鴻上尚史
「体験学習で学校を変える」
きのくに子ども村の学校づくりの歩み
「転換期と向き合うデンマークの教育」
ひとなる書房、堀真一郎

お世話になりました

日本一の法律事務所である理由

第74期司法修習生
成迫達成

はじめまして。小倉東総合法律事務所で司法修習をさせて頂いた成迫です。

指導担当の荒牧先生をはじめ諸先生方から懇切丁寧なご指導を頂き、本当に感謝しています。いつかこのご恩をお返しできたらと願っています。

当事務所は小倉に深く根差した事務所だと思います。地元の方々からの依頼が絶えず、先生方も地元の依頼者の方々一人一人に親身に寄り添っておられます。

事務員の方々もとても親切です。事務員の方々は、依頼者の方々や先生方に心温まるお心遣いをされています。

こうした深い信頼関係を築かれている当事務所は、「日本一の法律事務所」だと思います。

また、選択型実務修習のホームグラウンドとして、お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。